

株式会社札幌副都心開発公社 定款

昭和 49 年 5 月 1 日	会社設立
昭和 50 年 5 月 20 日	変 更
昭和 52 年 6 月 27 日	変 更
昭和 57 年 9 月 30 日	変 更
昭和 58 年 6 月 24 日	変 更
昭和 59 年 12 月 18 日	変 更
昭和 61 年 9 月 9 日	変 更
昭和 63 年 6 月 24 日	変 更
平成 2 年 6 月 26 日	変 更
平成 6 年 6 月 24 日	変 更
平成 15 年 6 月 20 日	変 更
平成 18 年 6 月 23 日	変 更
平成 29 年 6 月 23 日	変 更

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社札幌副都心開発公社と称する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 札幌副都心開発に関する諸施設の建設、管理、賃貸、分譲、媒介および経営
- 2 バスターミナルの管理および運営
- 3 駐車場の建設および経営
- 4 スポーツ、文化振興施設に関する業務
- 5 たばこ、郵便切手、収入印紙、入場券、宝くじ等の販売に関する業務
- 6 広告代理、各種案内に関する業務
- 7 損害保険代理業務ならびに自動車損害賠償保障法による保険代理業務
- 8 前各号に関連または附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を札幌市厚別区におく。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他止むを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、280万株とし、その株式は、すべて普通株式とする。

(株券の発行)

第7条 当会社は、株式に係る株券を発行する。

2. 株券は、すべて記名式とし、1株券、10株券、100株券、500株券および1,000株券の5種類とする。

(株式の譲渡制限)

第8条 当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならぬ。

(名義書換、その他)

第9条 株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券不所持の申出、株券の再交付およびこれらにかかる手数料、その他株式に関する取扱いについては、取締役会において定める。

(株主の住所等の届出)

第10条 当会社の株主および登録株式質権者、またはその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所および印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更が生じたときも、その事項につき同様とする。

第3章 株主総会

(招集)

第11条 当会社の定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会はその必要があるときに隨時これを招集する。

2. 株主総会の招集通知は、会日より1週間前までに、議決権を有する各株主に対して発する。

(定時株主総会の基準日)

第 12 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者および議長)

第 13 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会があらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第 14 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議事録)

第 15 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第 4 章 取締役および取締役会

(員数)

第 16 条 当会社の取締役は、3 名以上とする。

(選任方法)

第 17 条 取締役は、株主総会の決議により選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の解任)

第 18 条 取締役の解任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第 19 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠または増員により選任された取締役の任期は、在任取締役の任期が満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 20 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役社長 1 名のほか必要に応じて、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(業務執行)

第 21 条 取締役社長は、当会社の業務を統轄し、他の取締役は、取締役社長を補佐してその業務を分掌する。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会があらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役社長の職務を代行する。

(招集権者および議長)

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会があらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(招集通知)

第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに取締役および監査役の全員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(決議の方法)

第 24 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会決議の省略)

第 25 条 当会社は、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があつたものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(議事録)

第 26 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。

(取締役会規程)

第 27 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 28 条 取締役の報酬、賞与、退職慰労金その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第 5 章 監査役および監査役会

(員数)

第 29 条 当会社の監査役は、3 名以上とする。

(選任方法)

第 30 条 監査役は、株主総会の決議により選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の解任)

第 31 条 監査役の解任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(任期)

第 32 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第 33 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(招集通知)

第 34 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(決議の方法)

第 35 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(議事録)

第 36 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。

(監査役会規程)

第 37 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第 38 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 6 章 会計監査人

(選任方法)

第 39 条 会計監査人の選任は、株主総会において行う。

(任期)

第 40 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(報酬等)

第 41 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 42 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当)

第 43 条 当会社は、株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し期末配当を行うことができる。

(中間配当)

第 44 条 当会社は、前条のほか取締役会の決議によって毎年 9 月 30 日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(排斥期間)

第 45 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2. 前項の配当金に対しては、利息を付けない。

附 則

昭和 57 年 9 月 30 日改訂

昭和 58 年 6 月 24 日改訂

昭和 59 年 12 月 18 日改訂

昭和 61 年 9 月 9 日改訂

昭和 63 年 6 月 24 日改訂

平成 2 年 6 月 26 日改訂

平成 6 年 6 月 24 日改訂

平成 15 年 6 月 20 日改訂

平成 18 年 6 月 23 日改訂

平成 29 年 6 月 23 日改訂